

令和2年8月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 午前9時開会
2. 開催場所 役場2階議員控室
3. 出席委員(10人)
会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博
4. 欠席委員：農業委員(0人)
欠席委員：最適化推進委員(0人)
5. 議事日程
日程第1 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、全員出席でございますので、只今から、令和2年8月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件は5案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>はじめに、議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議しますが、1番についてですが、6番委員と深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（6番委員と深水地区推進委員退席）</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字別府原、地目は畑で1筆、面積は1,246㎡です。使用貸借の再設定で、</p>

	<p>利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで、期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員報告します。</p>
10番委員	<p>1日に現地を確認いたしまして、両者から意見を求めました。再設定でもあり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員から報告しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで6番委員と深水地区推進委員の入室を許可します。</p>
	<p>(6番委員と深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番と3番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字入口、地目は田で3筆、面積は2,177㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。番号3、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑で1筆、面積は1,085㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>

7 番委員	<p>8月2日に確認したところ、再設定で記載されているとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字深水字渡瀬、地目は田で2筆、合計面積は1,187㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年3ヶ月で賃借料は2筆で玄米150kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>

議長	次に、議案第 34 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 34 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字深水字渡瀬、地目は田で 2 筆、合計面積は 1,187 ㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年 3 ヶ月で賃借料は 2 筆で玄米 150kg です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	ここは水害にあったところで、小作料とか気にされてたと思いますが。機構の猶予みたいなのはあるのかな。
事務局	機構は、被災農地についての取り扱いは現在検討中とのことで伺っております。本日の午後に説明に来られますので、確認しておきます。また、借り手の方には何回か確認しているのですが、引き続きされると聞いております。
2 番委員	本人は借りるって言ってたもんな。
議長	他にご意見はありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。

事務局	<p style="text-align: center;">その他</p> <p style="text-align: center;">(1) 次回の総会の開催日について 9月10日(木)、午前9時から</p>
議長	<p style="text-align: center;">4 閉会</p> <p style="text-align: center;">それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時15分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年8月7日

相良村農業委員会

署名委員 3番 Ⓜ

署名委員 4番 Ⓜ